

市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書



(宛先) 箕面市長

申請日

年

月

日

①申請者 (特別徴収 義務者)	氏名又は名称											
	特別徴収義務者 指定番号	法人番号										
	住所又は所在地	〒										
	電話番号	-	-	担当者								

地方税法第321条の5の2第1項（法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）並びに箕面市税条例第17条の5及び第19条の7の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

②特例の適用を受けようとする税額

年 月分（ 月10日納期限分）以降の特別徴収税額（給与所得及び退職所得）

③申請の日前6か月の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額	月 別	給与支払人員		給与支払額
	年 月	常時勤務者	人	
臨時勤務者		人		円
年 月	常時勤務者	人		円
	臨時勤務者	人		円
年 月	常時勤務者	人		円
	臨時勤務者	人		円
年 月	常時勤務者	人		円
	臨時勤務者	人		円
年 月	常時勤務者	人		円
	臨時勤務者	人		円

④箕面市に係る地方団体の徴収金の滞納又は最近における著しいお支払いの遅延の有無

有 ・ 無（どちらか一方を○で囲んでください。）  
有の場合、その理由：

⑤この申請書を提出した日以前1年以内において、納期の特例申請の取消の通知を受けたことの有無

有 ・ 無（どちらか一方を○で囲んでください。）  
有の場合、取消年月日も記載してください。  
年 月 日

⑥その他参考になるべき事項

※裏面の記載事項をお読みのうえ、ご記入ください。

## ご 注 意

### 1 市・府民税特別徴収税額の納期の特例制度について

(1) この特例は、給与の支払を受ける者の人数が、常時10人未満である市・府民税の特別徴収義務者に適用されます。

(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙時において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることをいいます。

(2) この特例の適用を受けるには、表面の申請書の提出により箕面市長に申請し、承認を受けなければなりません。

(3) この特例の適用の承認を受けた場合は、次に掲げる期限までに市・府民税を納入することになります。

・ 6月から11月までの給与（退職所得を含む。）の特別徴収分は、12月10日まで  
（11月分の納入書で納入）

・ 12月から5月までの給与（退職所得を含む。）の特別徴収分は、6月10日まで  
（5月分の納入書で納入）

**(注) この制度は「納期」の特例であって、「特別徴収」は通常どおり毎月給与等の支払の際に行わなければなりません。**

(4) この特例の適用の承認を受けた者は、その者から支払を受ける給与所得者の人数が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく箕面市長に届けなければなりません。

(5) 滞納や著しい納入遅延をしているような場合には、この特例の適用の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても市税を滞納すると、この特例の適用の承認を取り消されることがあります。

### 2 申請書の書き方について

(1) ①欄には、個人の場合はその氏名・住所を、法人の場合は名称及び代表者名・所在地を記入し、連絡先の電話番号並びに本市から通知した特別徴収義務者指定番号及び法人番号を記入してください。（初めて特別徴収される場合は特別徴収義務者指定番号の記入は不要です。）

(2) ②欄には、納期の特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) ③欄には、この申請を提出される前6か月間における月別の給与の支払を受ける者の人数及び支払金額を記入してください。

問い合わせ・提出先

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 総務部 市民税室

電話 072-724-6710（直通）

ファクス 072-723-5538